

## 株式会社ニッソー一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うために、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

産前産後休業開始から育児休業を取得し、復帰後の育児短時間勤務までの流れを時系に作成した資料をもとに個別説明を行い、育児休業取得の向上を図る。

<対策>

- 令和 2 年 4 月~ 社内広報などでのニーズ調査
- 令和 3 年 4 月~ 制度説明資料の作成と完成後における社内広報などによる周知